

**山口県**  
**周南市**

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人以上）			
<p>1.地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例に基づく制度</p> <p>※地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和6年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの</p>	<p>新規雇用 5 (中小企業1)</p>	<p>不均一課税 (地域再生法)</p> <p>【移転型/拡充型】 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100</p>	<p>固定資産税の 一定割合</p>	<p>3年度間</p>
<p>2. 中小企業等経営強化法による償却資産の特例</p> <p>中小企業等経営強化法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合</p> <p>※対象設備… 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備</p>		<p>課税標準を1/2に 軽減</p> <p>※従業員に対し賃 上げ表明をした場 合、課税標準を 1/3に軽減</p>	<p>固定資産税(償 却資産が対象)</p>	<p>3年間</p> <p>※従業員に対 し賃上げ表明 をした場合 R6.3.31 までに 取得した設 備:5年間 R7.3.31 までに 取得した設 備:4年間</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
周南市企業立地促進条例	H31.4 (改正)	<p>●事業所等設置奨励金・雇用奨励金・研究者集積奨励金</p> <p>1 対象事業</p> <p>(1)製造業</p> <p>(2)物流業(製造業と密接に関連する事業に限る)</p> <p>(3)重点立地促進事業</p> <p>①製造業における研究開発事業</p> <p>②水素関連事業</p> <p>③医療関連事業</p> <p>④環境エネルギー関連事業</p> <p>⑤バイオ関連事業</p> <p>⑥ヘルスケア関連事業</p> <p>2 新設、増設、更新の内容</p> <p>(1)新設:市外企業の新規立地など</p> <p>(2)増設:市内企業の設備、装置等の拡張など</p> <p>(3)更新:市内企業の設備、装置等の更新など</p> <p>※「新設」の場合、新規雇用者が10人以上(中小企業の場合は3人以上)</p> <p>※「更新」の場合、生産量若しくは取扱量の増強または生産製品若しくは取扱製品の高付加価値化かつ環境負荷の軽減が条件</p> <p>3 資本投下額</p> <p>(1)製造業又は物流業</p> <p>①大企業 5億円(2億5,000万円)</p> <p>②中小企業 2,000万円(1,000万円)</p> <p>(2)重点立地促進事業</p> <p>①大企業 1億円(5,000万円)</p> <p>②中小企業 2,000万円(1,000万円)</p> <p>※資本投下の額の内建物と償却資産との取得額の合計額が()内の金額以上であること</p>	<p>●事業所等設置奨励金</p> <p>◇新設、増設等に係る固定資産税相当額を以下のとおり交付</p> <p>①大企業 1/2相当額を2年間 限度額:総額3億円</p> <p>※営業開始日前3年以内に5,000㎡以上の土地取得を行った事業所等は10分の6相当額を2年間</p> <p>②中小企業 相当額、3年間 限度額:総額1億円</p> <p>●雇用奨励金</p> <p>◇新設・増設等に伴い本市の住民(雇用にあたり転入した者を含む)を新規に1年以上雇用した場合、1人につき20万円を1回に限り交付</p> <p>・限度額:2,000万円</p> <p>・新規雇用従業員が障害者の場合、1人につき10万円を加算し、3年間交付</p> <p>・新規雇用従業員は営業開始日の1年前から営業開始日の2年後までの間に雇用したものであること</p> <p>●研究者集積奨励金</p> <p>◇研究所の新設、増設等に伴い本市に転入する研究者(新規雇用を含む)が1年以上研究開発に専従した場合、研究者1人につき50万円を1回に限り交付</p> <p>・限度額:5,000万円</p> <p>・研究者は、営業開始日の1年前から営業開始日の2年後までの間に異動(新規雇用を含む)したものであること</p>
周南市本社機能移転等促進補助金交付要	R4.5(改正)	<p>●雇用奨励補助金・本社建物等整備奨励補助金・移転等賃借料奨励補助金</p> <p>1 対象者</p>	<p>●雇用奨励補助金</p> <p>本市に転入する常用雇用者及び新規常用雇用者(本市に住所を有する者に</p>

<p>綱</p>		<p>法人又は個人事業者(風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業者を除く)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1)拡充型 市内で本社機能業務を新設又は拡大する事業</p> <p>(2)移転型 東京23区から本社機能業務を移転する事業</p> <p>※本社機能・・・企業の経営方針に関する意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括、情報処理、研究開発及び人材育成を行う機能。製造機能や営業及び販売機能等は含まない。</p> <p>3 事業要件 本社機能の移転・拡充に伴い、市内の本社機能に従事する従業員が10人以上(中小企業は5人以上)増加すること。</p>	<p>限る)1人あたり50万円を交付。ただし、市内に転入する常用雇用者が東京23区からの場合は20万円を加算。 (限度額:1社あたり7,000万円) ※上記常用雇用者純増を1年間継続した後に交付</p> <p>●本社建物等整備奨励補助金 本社建物等の新設・増設等に係る固定資産税相当額を以下のとおり交付</p> <p>◇大企業 1/2相当額を2年間(限度額なし) ※投下固定資産総額が2,000万円以上かつ建物・償却資産の取得額合計が1,000万円以上である場合に限る</p> <p>◇中小企業 相当額を3年間(限度額なし) ※投下固定資産総額が1,000万円以上かつ建物・償却資産の取得額合計が500万円以上である場合に限る</p> <p>●移転等賃借料奨励補助金 本社機能の拡充・移転に伴い賃借する土地・建物の賃借料の1/2を3年間交付(限度額:150万円/年、ただし移転型の場合は200万円/年) ※賃貸借契約者間に資本上の親子関係が存在しない場合に限る ※既存市制度の重複補助はなし</p>
<p>周南市まちなかオフィス立地推進事業補助金交付要綱</p>	<p>R 3.10 (改正)</p>	<p>●まちなかオフィス立地促進事業補助金</p> <p>1 指定業種を営む事業者 建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売業、金融業、保険業(貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を除く)、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業のうち旅行業、冠婚葬祭業、教育、学習支援業のうちその他の教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業(政治・経済・文化団体、宗教、その他サービス業、外国公務を除く)</p>	<p>●オフィス設置奨励金</p> <p>①補助率 ・新設オフィスの賃借料1/2以内 ・限度額:150万円/年</p> <p>②対象期間 オフィスの開設日の属する月又はその翌月から3年間</p> <p>③対象経費 ・オフィスの賃借に要した経費 ・オフィス業務に必要な2台分までの駐車場の賃借に要した経費</p>

		<p>2 補助対象地域(徳山駅を中心とした特定地域)の物件を賃貸借契約し、オフィスを新規開設すること</p> <p>3 オフィス開設日時点で、新設オフィスで雇用している従業員が3名以上であること</p> <p>ただし、新規創業者または情報通信業などの一部の事業者については、一定の要件を満たせば、従業員要件は不要</p> <p>4 事業者が自らの事業に係る事務処理業務等を行うための床面積が、新設オフィス賃借面積の 1/2 以上であること</p> <p>5 市税の滞納がないこと</p> <p>6 公序良俗に反する事業を営んでいないこと又はそのおそれのないこと</p>	<p>●地元雇用奨励金</p> <p>①補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規雇用者1人あたり 20 万円</li> <li>・限度額:200 万円、初年度限り</li> </ul> <p>②対象者</p> <p>従業員のうち、オフィス開設日の前後2か月以内に新規に雇用し、補助金交付申請書の提出日まで1年以上継続して雇用され、かつ、その間継続して本市に住所を有する者</p>
<p>周南市情報・通信産業等支援補助金交付要綱</p>	<p>H29.11</p>	<p>(補助対象要件等)</p> <p>次の各号に定める要件を全て満たす事業者</p> <p>(1) 事業所の新規開設(市内事業所の移転等は除く。)であること。</p> <p>(2) 新規開設時の雇用従業員のうち、本格操業開始後1年間の雇用実績があり、かつ、雇用保険法(昭和49年法律第116号)の被保険者になっている者が5人以上であり、その後もその条件が維持されること。</p> <p>(3) 次条第2項に規定する事業者認定の決定から、概ね6月以内に本格操業を開始できること。</p> <p>(4) 交付申請時において、都市機能誘導区域で次に定める事業を1年以上継続して操業していること。</p> <p>ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、広告代理業、デザイン業及び自然科学研究所並びにデジタルコンテンツ業及び事務処理サービス事業の用に供する事業</p> <p>(5) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(6) 事業所の開設に当たり、本市の他の条例、規則、要綱その他の規程による補助金等の交付を受けていないこと。</p>	<p>(1) 通信回線使用料に係る経費</p> <p>2分の1以内の額</p> <p>本格操業開始後3年間</p> <p>(2) 賃借料に係る経費</p> <p>①事業所賃借料</p> <p>②駐車場賃借料(業務に必要な2台分まで)</p> <p>2分の1以内の額</p> <p>本格操業開始後3年間</p> <p>(3) 研修に係る経費</p> <p>研修受講料、試験料、旅費、講師招聘費用等の研修に係る経費</p> <p>2分の1以内の額</p> <p>新規開設1年間</p> <p>ただし、補助金の交付は新規開設の初年度1回のみとし、100 万円を限度とする。</p> <p>上記(1)から(3)までの補助金の計は1年間当たり2,000 万円とする。</p> <p>(4)新規雇用従業員に係る経費(人件費)</p> <p>新規雇用従業員数に 30 万円以内(非正規従業員は 15 万円以内)を乗じて得</p>

			<p>た額。ただし、同一の新規雇用従業員に対する補助金の交付は1回限りとし、1年間の補助金額は 3,000 万円を限度とする。</p> <p>本格操業開始後3年間</p>
--	--	--	---